

| 調 書 (決定) | |
|---|---|
| 事件の表示 | 平成●●年 (〇〇) 第●●号 平成●●年 (〇〇) 第●●号 |
| 決 定 日 | 平成21年3月5日 |
| 裁 判 所 | 最高裁判所第一小法廷 |
| 裁判長裁判官 | 宮川光治 |
| 裁判官 | 甲斐中辰夫 |
| 裁判官 | 涌井紀夫 |
| 裁判官 | 櫻井龍子 |
| 裁判官 | 金築誠志 |
| 当 事 者 等 | 上告人兼申立人 X 被上告人兼相手方 国 |
| 原裁判の表示 | 東京高等裁判所平成●●年 (〇〇) 第●●号 (平成20年10月8日判決) |
| <p>裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。</p> <p style="text-align: center;">平成21年3月5日</p> <p style="text-align: center;">最高裁判所第一小法廷</p> <p style="text-align: center;">裁判所書記官</p> | |

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。